

議案第54号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年5月24日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号イ中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

付則第10条の2中第18項を第20項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第10条の2中第14項を第15項とし、第7項から第13項までを1項ず

つ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。

付則第10条の3中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第10条の3第10項中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第3項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の7及び第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。